

住宅リフォーム資金助成事業の流れ

1. 交付申請
↓
交付申請書及び添付書類を提出してください。
・交付申請書、見積書の写し、工事前の現場写真、申立書、
その他の書類(申請する住宅の位置図)
2. 内示額通知
↓
審査後、内示額を助成金内示額通知書で通知します。
3. 工事着手
↓
工事は助成金内示額通知書を受けたあとに着手してください。
※工事内容に変更があった場合は速やかに変更申請書を提出し、
中止される場合は中止届を提出してください。
4. 工事中・完了
↓
工事施工中の写真、工事完了後、改修部分の完成写真を撮ってください。
5. 完了報告
↓
完了届及び添付書類を提出してください。
・完了届、領収書の写し、工事施工中・工事後の現場写真、
内示額通知書の写し
※上記書類を令和9年3月1日までに建築住宅課へご提出ください。
ご提出いただけない場合、助成を受けることができません。
6. 完了検査
↓
完了報告の内容について審査します。
工事の状況について、実地検査を行うこともあります。
7. 助成額の確定
↓
審査後、助成額を交付決定通知書で通知します。
8. 助成金の請求
↓
請求書及び添付書類を提出してください。
・請求書、交付決定通知書の写し
9. 助成金の支払
↓
請求書の提出を受けて、助成金を支払います。

※ 提出書類への押印はすべて同じ印影のものとしてください。

問い合わせ先

山陽小野田市建設部建築住宅課
TEL 82-1166

印影確認枠

